

「経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令」及び「経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の規定に基づく事由及び経済産業大臣が定める期限を定める件」について

令和 2 年 6 月 12 日
経済産業省製造産業局
化学物質管理課
化学物質安全室

1. 題名

「経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令」及び「経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の規定に基づく事由及び経済産業大臣が定める期限を定める件」について

2. 趣旨

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則について、災害その他やむを得ない事由がある場合には、下記の期限についての延長措置を講じることとする。また、告示において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度における延長期限を定める。

- ・ 一般化学物質等の製造数量等の届出
- ・ 優先評価化学物質の製造数量等の届出
- ・ 監視化学物質の製造数量等の届出
- ・ 第二種特定化学物質の製造数量等の届出

3. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施しておりません。

4. 意見公募を行わなかった理由

本件は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、公益上緊急に省令の改正及び告示の制定の必要があり、30 日以上の意見提出期間を定めた意見公募を行うことが困難であったため、行政手続法第三十九条第四項第一号に基づき、意見の募集を行いませんでした。